

市では、次のとおり市・県民税(兼国民健康保険税)の申告相談を実施します。令和2年1月1日現在、平川市に住所があり、申告が必要な方は、日程などをよくご確認のうえ、申告相談においでください。

申告関係書類(世帯調査票など)は、1月中旬に送付いたします。

なお、今年度からは、青色申告事業主の世帯、年金収入のみで収入が基準以下の世帯には、申告関係書類は送付いたしません。収入状況などが変わり申告が必要となる場合は、各地域の申告会場においでください。

申告が必要な方

令和2年1月1日現在、平川市に住所があり、次の①～⑤に該当する方

①給与所得者で次に該当する方

- ▶ 勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されない方
- ▶ 退職したなどで年末調整をしていない方
- ▶ 給与所得以外の所得がある方
- ▶ 社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除を受ける方

※給与所得のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が市役所に提出される方は申告不要です。

②年金所得者で次に該当する方

- ▶ 年金所得以外の所得がある方
- ▶ 社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など各種控除を受ける方

※各種控除がある場合でも、年金収入のみで次の要件に該当する方は申告不要です。

- ▶ 65歳未満の方→年金収入 98万円以下
- ▶ 65歳以上の方→年金収入 148万円以下

③事業所得など(農業、営業、不動産、一時など)がある方

※所得が20万円未満の場合も市役所には申告が必要です。

④非課税収入のみの方

遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など

⑤収入がなかった方

※令和2年1月1日現在、平川市に住所がある家族の扶養となっている場合は申告不要です。

※令和元年分の所得税の確定申告書を税務署に提出する方は市・県民税の申告は不要です。



申告の際に必要な物

対象	必要書類等	
申告者全員	・印鑑(スタンプ印不可)	
	・申告者本人、扶養親族と事業専従者のマイナンバーのわかる書類(写しの提示でも可)	
	・市役所から郵送された申告関係書類(世帯調査票など)※送付されていない場合は不要です。	
	・申告者本人名義の口座番号のわかるもの(所得税の還付が発生した場合に使用します)	
代理人	上記書類+代理人の本人確認書類	
所得	給与・年金	源泉徴収票または給与支払者からの支払証明書や給与明細書(所得税の確定申告の場合は源泉徴収票原本が必要です)
	営業・農業・不動産	収支内訳書(整理、集計、記入済みのもの) ※内容確認のため帳簿書類など収入および支出のわかるものも持参してください。
控除	社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額のわかるもの
	生命保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費控除の明細書(整理、計算、記入済みのもの) ※保険給付や高額療養費は差し引くこととなりますので、その金額がわかるものも必要です。
	障害者控除	障害者手帳、愛護手帳など障害の程度が分かるもの
	配偶者(特別)控除	源泉徴収票など配偶者の所得を確認できる書類
	寄附金控除	寄附先から発行された証明書(ふるさと納税などの寄附金受領証明書)

市・県民税申告相談日程

地区ごとに日にち・時間を指定していますが、都合が悪い場合は、お住まいの地域の申告会場で随時受け付けします。

碓ヶ関地域

会場／碓ヶ関総合支所（公民館）3階 視聴覚研修室

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 3(月)	9時～11時	下町、川向、仲町
	13時～15時	駅前、高田、山の上
2 / 4(火)	9時～11時	久吉、湯ノ沢
	13時～15時	古懸、三笠
	17時～19時	碓ヶ関地域全地区
2 / 5(水)	9時～11時	いざよい、おかりや
	13時～15時	上一、上二

尾上地域

会場／尾上総合支所3階 委員会室

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 6(木)	9時～11時	南田中A
	13時～15時30分	南田中B
2 / 7(金)	9時～11時	八幡崎
	13時～15時30分	尾上、長田
2 / 10(月)	9時～11時	新屋町、みなみの
	13時～15時30分	李平、南田
2 / 12(水)	9時～11時	上猿賀
	13時～15時30分	西猿賀、新山
2 / 13(木)	9時～11時	金屋A
	13時～15時30分	金屋B、中佐渡
2 / 14(金)	9時～11時	高木A
	13時～15時30分	高木B
	17時～19時	尾上地域全地区
2 / 17(月)	9時～11時	日沼、蒲田
	13時～15時	尾上地域全地区

平賀地域

会場／葛川支所

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 18(火)	9時～11時	葛川、切明、温川、平六 一本木、井戸沢、大木平
	13時～15時	小国

会場／市役所本庁舎4階 第4会議室

月日	受付時間	地区（行政区）
2 / 19(水)	8時30分～11時	新屋A
	13時～16時	新屋B
2 / 20(木)	8時30分～11時	平田森、南田町
	13時～16時	沖館
2 / 21(金)	8時30分～11時	町居A
	13時～16時	町居B
	17時～19時	平賀地域全地区
2 / 25(火)	8時30分～11時	平成
	13時～16時	岩館、藤野
2 / 26(水)	8時30分～11時	荒田、小和森
	13時～16時	本町
2 / 27(木)	8時30分～11時	尾崎A
	13時～16時	尾崎B
	17時～19時	平賀地域全地区
2 / 28(金)	8時30分～11時	新館、向野、西の平
	13時～16時	唐竹
3 / 2(月)	8時30分～11時	大坊
	13時～16時	松館、館田
3 / 3(火)	8時30分～11時	杉館、館山・松崎
	13時～16時	石郷、光城
3 / 4(水)	8時30分～11時	原田、三町会
	13時～16時	大光寺
3 / 5(木)	8時30分～11時	柏木町A
	13時～16時	柏木町B
3 / 6(金)	8時30分～11時	苗生松、広船
	13時～16時	向陽

各地域の申告会場に来られない方は、下記の会場においでください（混雑が予想されますので、ご了承ください）。

市内全域	開設期間	受付時間	会場
	3月9日(月)～16日(月) ※土・日曜日は除きます。	8時30分～11時 13時～16時	平川市役所本庁舎4階 第4会議室

注意事項

- ① 下記に該当する方は、黒石税務署での申告となります（住所：黒石市西ヶ丘15番地 ☎52-4111）。
 - ・初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ・株式等の譲渡所得、配当所得があった方で、控除や還付を受けようとする方
 - ・先物取引に係る雑所得があった方
 - ・青色申告書、雑損控除の申告書、平成30年分以前の確定申告書、準確定申告書を提出する方
- ② 申告相談期間中は、担当職員が不在となるため、税務課窓口での申告相談はできません。
- ③ 3月17日(火)以降の確定申告書は、申告者本人が税務署へ提出することになります。

